Katsushika

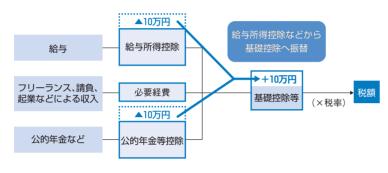
令和3年度の 主な税制改正

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの 観点から税制改正が行われます。

【担当課】 税務課 ☎03 - 5654 - 8550

●給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。



給与所得と年金所得の両方がある方については、調整措置が講じられます

(1)基礎控除・調整控除の改正

控除額が10万円引き上げられます。ただし、所得が2,400万円を超える場合は段階的に引き下げられます。また、2,500万円を超える場合は基礎控除と調整控除の適用がなくなります。

所得割の納税義務者の 前年の合計所得金額	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	
2,400万円超2,450万円以下	29万円	33万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円	(所得制限なし)
2,500万円超	適用なし	

(2)給与所得控除の改正

控除額が一律10万円引き下げられ、給与収入が850万円 を超える場合に、控除額の上限が195万円に変更されます。 (3)公的年金等控除の改正

控除額が一律10万円引き下げられます(公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が1,000万円~2,000万円の場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円)。

●所得金額調整控除の新設(給与所得から控除)

給与所得控除・公的年金等控除の見直しにより、子育て ・介護を行う世帯や、給与収入と年金収入の両方がある場 合、原則増税とならないための控除が設けられました。

(1)介護・子育て世帯に対する調整措置

給与収入金額が850万円を超え、次に該当する方が対象です。

- ▶本人が特別障害者である
- ▶特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ▶23歳未満の扶養親族がいる

控除額 (給与収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10%

(2)給与所得と年金所得の両方を有する方の調整措置 給与所得控除後の給与金額(A)と公的年金などに係る雑

所得の金額(B)の合計額が10万円を超える方が対象です。 **控除額** A(上限10万円)+B(上限10万円)-10万円

※(1)と(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額 が控除されます。



●非課税基準、扶養親族などの合計所得金額要件などの改正

給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の改正に伴い、以下のとおり 変更されます。

要件など		改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得 金額		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計 所得金額		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の合計所得金額		75万円以下	65万円以下
家内労働者等特例(必要経費最低保障額)		55万円	65万円
寡婦およびひとり親に係る生計を一にする 子の総所得金額等		48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等		48万円以下	38万円以下
障害者・未成年者・寡婦およびひとり親に 対する非課税措置の合計所得金額 ※		135万円以下	125万円以下
均等割の非課 税限度額の合 計所得金額	同一生計配偶者または扶養 親族がない方	35万円 + 10万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養 親族がある方	35万円×(同一生計配偶 者+扶養親族+本人)の 人数+10万円+21万円	35万円×(同一生計配 偶者+扶養親族+本 人)の人数+21万円
所得割の非課 税限度額の総 所得金額等	同一生計配偶者または扶養 親族がない方	35万円 + 10万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養 親族がある方	35万円×(同一生計配偶 者+扶養親族+本人)の 人数+10万円+32万円	35万円×(同一生計配 偶者+扶養親族+本 人)の人数+32万円
青色申告特別控除の控除額		55万円 ただし、一定 の要件を満たす場合は 65万円	65万円

[※]これまでは「障害者・未成年者・寡婦および寡夫」だったものが「障害者・未成年者・寡婦およびひとり親」 に変更となります。

●ひとり親控除の新設、寡婦(夫)控除の改正

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するために、以下の措置が講じられます。

(1)ひとり親控除について

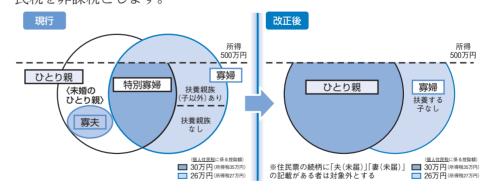
婚姻の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する合計所得金額が500万円以下の全ての単身者に「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

(2)寡婦控除の改正

(1)以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用 し、子以外の扶養親族を持つ寡婦にも、合計所得金額500万円以下の所得 制限が設定されます。

(3)個人住民税の非課税措置

前年の合計所得金額が135万円以下である寡婦およびひとり親の個人住 民税を非課税とします。



●新型コロナウイルス感染症対策による改正

▶入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止などとなった対象となる 文化芸術・スポーツイベントのチケットを購入した個人がチケット代金の 払い戻しを受けない場合、その金額(20万円まで)を寄附金とみなし、所得 税と個人住民税の控除が適用されます。

▶消費税増税に伴う控除期間が13年の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用要件の弾力化にかかる対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が期限(令和 2 年12月31日)に遅れた場合でも、令和 3 年12月31日までに入居し、下記の要件を満たしていれば税額控除が適用されます。

【要件】

注文住宅新築の契約を令和2年9月30日まで(分譲・既存住宅の取得、 増改築の場合は11月30日まで)にしていること。